

経 済 産 業 省

20161028 製局第 4 号
平成 28 年 10 月 28 日

公益社団法人日本通信販売協会
会長 佐々木 迅 殿

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀

道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車の取扱いに関する周知について（要請）

平成 28 年 10 月 27 日付けで警察庁交通局交通企画課から、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車に関し、所有者に対して使用を控えるよう注意喚起が行われるとともに、当該自転車の製造・販売事業者に対して、製品の回収、消費者からの問い合わせ窓口設置等の要請が行われたところです（別添 1）。

また、消費者庁においても、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車に関し、消費者に向けた注意喚起が行われたところです（別添 2）。

貴協会におかれては、別添の警察庁及び消費者庁の発表内容の趣旨を御理解いただき、自転車の販売に当たっては、これらを踏まえた対応をしていただくよう、会員関係各社に周知していただきますようお願い申し上げます。